

第1章 計画の基本的事項

1. 地球温暖化をめぐる情勢

地球温暖化は、人類のみならず、地球上のあらゆる生物や植物、さらには社会・経済・生活環境など、多方面に渡って大きな被害を及ぼす可能性のある環境問題です。現在、この最大の環境問題に対し、世界各国が協力し合い、地球温暖化の主な要因とされる温室効果ガスの削減に向け、国際的な対策が進められています。

2005年の「京都議定書」の発効により、国際的な枠組みで地球温暖化へ向けた対策が開始され、日本は、第一約束期間（2008年～2012年）の間に温室効果ガスを基準年（1990年）比で6%削減することを目標に対策を進め、平成28年3月に目標達成が正式に決定しました。また、2011年の福島第一原子力発電所の事故により、国内のエネルギー政策が大きく転換したことで、現在は、地球温暖化対策に有効な再生可能エネルギーの普及がさらに進められているところです。

第一約束期間終了後の、2015年に開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）においては、参加するすべての国が温室効果ガスの削減目標を掲げ、今世紀後半までの地球の気温上昇を産業革命前比で1.5度未満に抑えることを目指す「パリ協定」が採択されました。日本は、2015年7月に、「2013年度（平成25年度）比で2030年度（平成42年度）までに26%温室効果ガスを削減する」ことを約束草案として国際的に公表しました。

約束草案を実現するには、地方公共団体は今まで以上に温室効果ガスを削減することが求められ、これは極めて困難な道といわざるをえません。しかしながら、わたしたちは、これまで継続してきた省エネへの歩みを止めることなく、新たな削減に向けた取組や方法を探りながら、今後もエネルギー使用量の削減と温室効果ガスの削減を目指し、新たな目標を持って本計画の改訂を行います。

地球温暖化がこのまま進むと、日本にどんな影響があるの？

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、2013年に発表した「第5次評価報告」のなかで、「温室効果ガスの濃度上昇が、今後最悪のシナリオで進んだ場合、今世紀末に世界の平均気温は、最大で約4.8℃上昇する」と指摘し、この場合、日本では次のような影響があると警鐘を鳴らしています。

気 温	気温	3.5～6.4℃上昇
	降水量	9～16%増加
災 害	洪水	年間の被害額が3倍程度に拡大
生態系	ブナ	生育可能な地域が現在の10～53%に減少
食 料	コメ	収穫に大きな変化はないが、品質低下リスクが増大
健 康	熱中症	死者、緊急搬送者数が2倍以上に増加
	ヒトスジシマカ	分布域が国土の4割から75～96%に拡大



（環境省環境研究総合推進費S-8 2014年報告書。全国地球温暖化防止活動推進センターHPより抜粋）

2. 目的

会津若松市では、『地球温暖化対策の推進に関する法律』に基づき、市内の省エネ、省資源などに関わる取組を推進し、温室効果ガス排出量を削減（抑制）することを目的に、「第3期会津若松市地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）（以下、「第3期計画」という。）」を策定し、取組を推進していきます。

3. 本計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に定める「地方公共団体実行計画」であり、策定に当たっては、会津若松市環境マネジメントシステム及び「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下、「省エネ法」という。）」との連携を図ります。

（参考）地球温暖化対策の推進に関する法律 第20条の3（抜粋）

第20条の3

- 第1項 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下、「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。
- 第2項 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 地方公共団体実行計画の目標
 - 三 実施しようとする措置の内容
 - 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項
- 第8項 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 第10項 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

4. 「第3期地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）」策定までの経緯

本市では、平成9年に「会津若松市環境基本条例」を制定し、地域の環境保全と創造の推進を図ってきました。

平成18年度には、市が地球温暖化対策に向けて取り組むべき様々な事項を定めた「地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）」を策定し、平成23年度には同第2期計画を策定しました。その後、平成27年度まで、この第2期計画に基づき、温室効果ガス排出量の削減（抑制）、及び省エネ・省資源の取組を推進してきました。

第3期地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）等策定までの経緯

時 期	内 容
平成9年3月	会津若松市環境基本条例制定
平成11年3月	会津若松市環境基本計画策定
平成18年7月	「地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）」策定
平成23年12月	「第2期 地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）」策定
平成26年3月	会津若松市第2期環境基本計画策定 ※当該計画に含む形で「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定
平成28年夏頃	「第3期 地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）」策定予定

第2章 前計画の評価と今後の課題

「会津若松市地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）第2期」（以下、「前計画」という。）の概要と、温室効果ガス排出量の推移、取組成果と評価、今後の課題等については次のとおりです。

1. 前計画の概要

計画期間	平成23年度～平成27年度
基準年度	平成21年度
削減目標	基準年度の排出量から年平均1%ずつ削減し、最終年度までに5%削減する。
部門別削減目標	<ul style="list-style-type: none"> ■事務部門（職員が事務を行う施設）…基準年度比6.2%削減 ■事業部門（下水処理施設や給食施設など）…基準年度比5.4%削減 ■市民利用部門（市民の利用に供される施設）…基準年度比4.4%削減
対象ガス	二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、一酸化二窒素（N ₂ O）

2. 温室効果ガス排出量等の推移と削減目標の達成状況

(1) 電気使用に伴う温室効果ガス排出量の排出係数の推移

基準年度以降の排出係数の推移は下記のとおりです。

平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所の事故により、火力発電所の稼働率が増加したことが影響し、近年排出係数は増加傾向にあります。一番高い係数（平成24年度）をみると、基準年度の係数と比べて約28%増加しています。

〔東北電力㈱の排出係数の推移〕 ※H25～27の（ ）は特定規模電気事業者の排出係数

年度	H21（基準年度）	H22	H23	H24	H25	H26	H27
排出係数 kg-CO ₂ /kwh	0.468	0.429	0.547	0.600	0.591 (0.375)	0.571 (0.466)	0.556 (0.495)
基準年度比	—	△8.3%	16.9%	28.2%	26.3%	22.0%	18.8%

(2) 過去5年間の温室効果ガス排出量の推移

① 総排出量

表1 温室効果ガス総排出量の推移

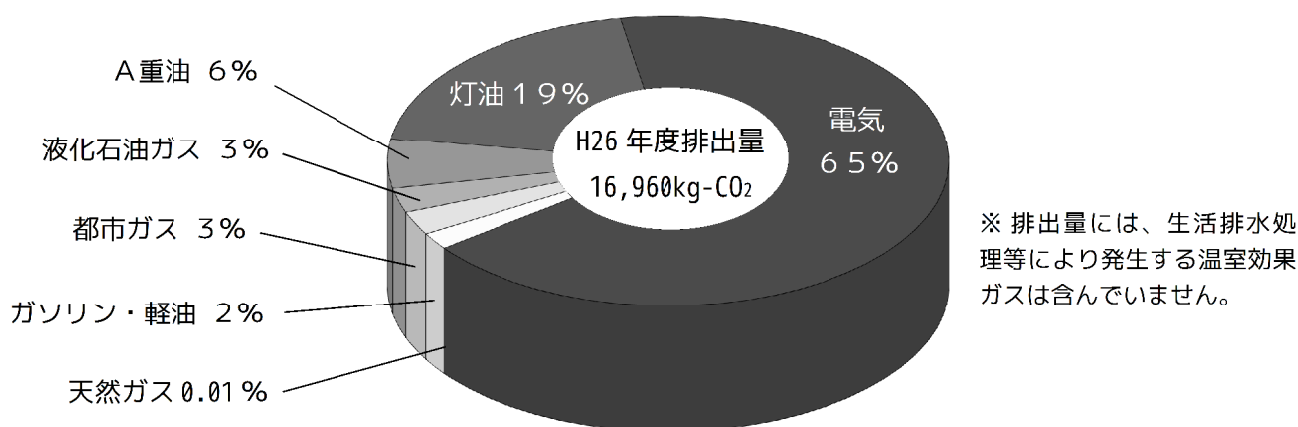
※参考：[]は基準年度の電気使用に係る排出係数（0.468kg-CO₂/kwh）で算出した値

項目	H21年度 (基準年度)	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
総排出量 (kg-CO ₂)	14,507,855	16,560,452 [15,031,470]	18,316,278 [15,662,715]	17,950,040 [15,500,963]	16,959,610 [15,060,954]	15,409,921 [13,823,568]
基準年度比	—	14.1% [3.6%]	26.3% [8.0%]	23.7% [6.8%]	16.9% [3.8%]	6.2% [△4.7%]

表1のとおり、本市の温室効果ガス排出量は、いずれの年度についても基準年度より増加しており、削減目標の達成には至りませんでした。

総排出量が基準年度より増加している要因のひとつに、電気使用にかかる排出係数の増加があげられます。市役所で使用される各種エネルギーのうち、電気の使用によって発生する温室効果ガスの排出量は、各種エネルギー使用によって排出される市役所の温室効果ガス総排出量の約7割近くを占めています(図1参照)。そのため、電気使用にかかる排出係数の変動が温室効果ガスの排出量の増加に大きく影響していると考えられます。

図1 市役所のエネルギー別温室効果ガス排出量の割合（平成26年度）



② 過去5年間の部門別温室効果ガス排出量の推移

事務部門、事業部門、市民利用部門の各部門の温室効果ガス排出量は、表2-1～表2-3のとおりです。

表2-1 事務部門の排出量の推移(目標…基準年度比6.2%削減)

※参考：[]は基準年度の電気使用に係る排出係数(0.468kg-CO₂/kwh)で算出した値

項目	H21年度 (基準年度)	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
総排出量 (kg-CO ₂)	1,679,746	1,579,116 [1,447,112]	1,755,709 [1,529,906]	1,733,351 [1,513,784]	1,530,945 [1,436,591]	1,350,752 [1,257,381]
基準年度比	—	△6.0% [△13.8%]	4.5% [△8.9%]	3.2% [△9.9%]	△8.9% [△14.5%]	△19.6% [△25.1%]

表2-2 事業部門の排出量の推移(目標…基準年度比5.4%削減)

※参考：[]は基準年度の電気使用に係る排出係数(0.468kg-CO₂/kwh)で算出した値

項目	H21年度 (基準年度)	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
総排出量 (kg-CO ₂)	5,261,931	6,206,891 [5,551,157]	6,949,262 [5,803,602]	6,896,872 [5,813,523]	6,445,300 [5,583,308]	5,996,058 [5,271,304]
基準年度比	—	18.0% [5.5%]	32.1% [10.3%]	31.1% [10.5%]	22.5% [6.1%]	14.0% [0.2%]

表2-3 市民利用部門の排出量の推移(目標…基準年度比4.4%削減)

※参考：[]は基準年度の電気使用に係る排出係数(0.468kg-CO2/kwh)で算出した値

項目	H21年度 (基準年度)	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
総排出量 (kg-CO2)	7,566,178	8,774,430 [8,033,201]	9,611,307 [8,329,206]	9,319,817 [8,173,656]	8,983,365 [8,041,055]	8,063,111 [7,294,883]
基準年度比	—	16.0% [6.2%]	27.0% [10.1%]	23.2% [8.0%]	18.7% [6.3%]	6.6% [△3.6%]

前計画では、各部門で削減目標を掲げ、取組を行ってきましたが、事務部門以外は目標達成に至りませんでした。

目標達成に至らなかった主な要因としては、前述のとおり、電気使用にかかる排出係数が増加した影響があげられます。そのほか、事業部門については、下水処理施設や斎場などの事業量が増加したことで、エネルギー使用量が増加し、排出量の増加に至ったと推察されます(表3参照)。市民利用部門については、生涯学習総合センターや北会津中学校などの新施設が供用開始され、旧施設よりエネルギー使用量が倍増したこと、また、貸館業務を担う施設が多いため、市民の利用状況や、夏期・冬期の外気温の変動による冷暖房の使用状況による影響が考えられます。

表3 事業量の推移

施設名	単位	H21年度 (基準年度)	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
斎場	稼働回数(回)	1,739	2,176	2,312	2,011	1,989	1,939
下水処理施設等	汚水流入量 (千m ³)	9,104	9,494	9,526	9,648	9,683	9,567
浄水場	配水量(千m ³)	19,320	18,336	17,403	16,240	15,826	15,831

(3) 各部門の取組達成状況

前計画では、各部門において、エネルギー使用量の削減目標や取組目標を掲げていました。それぞれの達成状況については、表4-1～表4-3のとおりです。

表4-1 事務部門の目標達成状況(カッコは、基準年度比増減率)

部門別の目標		H21年度 (基準年度)	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	
事務部門	電力使用量 5%削減	1,872千kw	1,671千kw (△10.7%)	1,711千kw (△8.6%)	1,785千kw (△4.6%)	1,571千kw (△16.1%)	1,451千kw (△22.5%)	
	冷暖房 用燃料 5%削減	A重油・ 灯油	152,729ℓ	109,134ℓ (△28.5%)	132,861ℓ (△13.0%)	127,189ℓ (△16.7%)	128,496ℓ (△15.9%)	101,591ℓ (△33.5%)
		ガス※	28,472m ³	30,261m ³ (6.2%)	34,453m ³ (21.0%)	29,456m ³ (3.5%)	31,598m ³ (11.0%)	25,674m ³ (△9.8%)
	自動車燃料 5%削減	141,455ℓ	128,675ℓ (△9.0%)	134,101ℓ (△5.2%)	118,276ℓ (△16.4%)	125,713ℓ (△11.1%)	108,283ℓ (△23.5%)	

※ガスは都市ガスと液化石油ガスの合計値

事務部門においては、各種エネルギーの使用量の削減が目標以上に達成できました。北会津支所に太陽光発電を導入したことや、公用車に電気自動車を導入したこと、また、施設の用途変更（会議室への移行等）などの影響が表れたものと考えられます。

表 4-2 事業部門の目標達成状況

施設名	取組目標	実績
下水浄化工場	高効率散気板の導入	平成 26 年度に処理場 8 池のうち 4 池分を導入。今後、原油換算で年間 20KL のエネルギー削減が見込まれる。
下水浄化工場	下水消化ガスによる発電設備の導入	平成 26 年度に出力 25kw の発電設備を導入。小型ガスエンジン発電機の燃料として活用。
浄水施設	電力使用量の 5% の削減	<ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度(基準年度) = 1,724,019 kwh 平成 26 年度 = 1,692,006kwh 基準年度比で 1.8%削減。

事業部門においては、以前より導入が計画されていた高効率散気板や下水消化ガスを活用した発電設備が一部導入されました。これによるエネルギー使用量の削減効果が期待されています。

表 4-3 市民利用部門の目標達成状況

部門別の目標		H21 年度 (基準年度)	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	
市民 利用 部門	電力使用量 8%削減	8,551 千kw	9,383 千kw (9.7%)	9,713 千kw (13.6%)	9,318 千kw (9.0%)	9,228 千kw (7.5%)	8,821 千kw (3.2%)	
	冷暖房 用燃料 8%削減	A重油・ 灯油	1,276 千ℓ	1,307 千ℓ (2.4%)	1,354 千ℓ (6.1%)	1,372 千ℓ (7.5%)	1,333 千ℓ (4.5%)	1,123 千ℓ (△12.0%)
		ガス※	78,288m ³	81,582m ³ (4.2%)	94,055m ³ (20.1%)	83,782m ³ (7.0%)	80,098m ³ (2.3%)	78,429m ³ (0.2%)

※ガスは都市ガスと液化石油ガスの合計値

市民利用部門については各種使用量が基準年度よりも増加しており、生涯学習総合センターなど、従来の施設より規模の大きい施設が供用開始となり、その分エネルギー使用量が増加した影響が一因と推測されます。

3. 今後の課題

市役所の事務事業から排出される温室効果ガスの削減には、これまで以上の省エネルギーの取組が求められます。しかし、我慢や無理を強いられた省エネの取組は長続きせず、市民サービスの低下にもつながりかねません。

これまでの実績も踏まえたうえで、市役所では、次のような課題に取り組みます。

- | | | |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①職員自らの省エネ活動の継続 ②施設利用者の省エネに対する意識啓発と協力 ③設備の適切な管理とチューニング（運用改善） ④高効率設備への更新 ⑤再生可能エネルギーの導入 | } | <p>これらを軸に、施設の特徴(部門)に応じて、削減目標・取組目標を設定します。</p> |
|--|---|--|

第3章 第3期計画の基本事項

第3期計画の基本的な事項は次のとおりです。

1. 計画期間・基準年度

■計画期間… 平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）の5年間

■基準年度… 平成26年度（2014年度）

※本計画策定時点で、電気使用にかかる排出係数の最新値が平成26年度の
数値となるため、基準年度は平成26年度で設定。

2. 対象となる活動・施設・組織・公用車

■対象活動… 市の全ての事務事業

■対象施設… 省エネ法の該当施設と水道部が所管する施設（指定管理施設や小・中学校を含む）※具体的な施設の名称は表6（8ページ）を参照

■対象組織…

- ①市長部局
- ②教育委員会事務局
- ③議会事務局
- ④選挙管理委員会事務局
- ⑤監査事務局
- ⑥農業委員会事務局
- ⑦水道部局

■対象公用車… 特殊車両を除いた全ての公用車。具体的には、「特殊用途」「大型特殊」「小型特殊」「原付」及び他団体等への貸付車両を除いた公用車で、職員が通常公務で運転する「普通乗用」「普通貨物」「小型乗用」「小型貨物」「軽乗用」「軽貨物」の6車種を対象とする。

3. 部門の区分

施設の利用形態や活動内容により、温室効果ガス排出量（エネルギー使用量）が増減する要因が異なることから、第3期計画においても、施設を下記の3つの区分に分けて削減目標等を設定します。（表6参照）。

①事務部門… 主に市職員が事務を行う施設。

②事業部門… 主に、市民サービス事業に供せられる施設。事業量の増減により、エネルギー使用量や温室効果ガスの排出量が変化します。

③市民利用部門… 主に、市民の利用に供される公共施設。施設の利用回数・利用状況等によりエネルギー使用量や温室効果ガスの排出量が変化します。

日本では、民生部門（業務と家庭）のCO₂排出量の削減がなかなか進まないみたいモリン…。そのうち1割は地方公共団体から出てるそう。市役所も、もっと削減がんばらないといけないね。



表6 部門別施設一覧表（平成28年4月1日現在）

部門別	直営施設（管理委託または貸し出し施設を含む）	指定管理施設
事務部門	<ul style="list-style-type: none"> ・北会津支所 ・河東支所 ・本庁舎（中庭の機械室含む） ・栄町第一庁舎 ・栄町第二庁舎 ・栄町第二庁舎前プレハブ ・<u>栄町第二庁舎前詰め所</u> ・栄町第三庁舎 ・廃棄物対策課事務所 ・道路河川管理センター ・水道部庁舎 ・<u>馬場町倉庫・北会津サブセンター管理棟、格納庫・郡山機械格納庫・八田野機械格納庫</u> ・<u>旧河東二小（現在倉庫として活用）</u> 	
事業部門	<ul style="list-style-type: none"> ・斎場 ・下水浄化工場 ・北会津北部浄化センター ・河東浄化センター ・赤井地区浄化センター ・共和地区浄化センター ・界沢地区浄化センター ・宮木浄化センター ・上米塚浄化センター ・下荒井浄化センター ・北会津西部浄化センター ・公共下水道マンホールポンプ ・個別生活排水事業（ブロア） ・農業集落排水事業マンホールポンプ ・北会津地区学校給食センター ・河東地区学校給食センター ・会津若松学校給食センター ・各小・中学校の給食室、給食センター ・滝沢浄水場 ・東山浄水場 ・大戸浄水場 ・六軒浄水場 ・強清水浄水施設 ・<u>門田工業団地ポンプ場</u> ・<u>一ノ堰工業団地ポンプ場</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・公設地方卸売市場（事務所及びバナナ棟）
市民利用部門	<ul style="list-style-type: none"> ・八田地区交流センター ・<u>消防屯所</u> ・旧夜間急病センター ・ノーマライズ交流館パオパオ ・総合福祉センター 桜河苑 ・グループホームみなづる ・<u>河東園芸ふれあいセンター</u> ・中央保育所 ・広田保育所 ・大田原保育所（休園中） ・広田保育所分園八田保育所（休園中） ・河東第三幼稚園 ・城前児童センター ・行仁町児童センター ・材木町児童館 ・西七日町児童館 ・一箕こどもクラブ（第2、3、4、5） 	<ul style="list-style-type: none"> ・行仁コミュニティセンター ・謹教コミュニティセンター ・日新コミュニティセンター ・城北コミュニティセンター ・城西コミュニティセンター ・松長コミュニティセンター ・真宮コミュニティセンター ・城南コミュニティセンター ・鶴城コミュニティセンター ・天神ふれあいセンター ・片柳デイサービスセンター ・南花畑デイサービスセンター ・北会津デイサービスセンター、北会津保健センター

部門別	直営施設（管理委託または貸し出し施設を含む）	指定管理施設
市民利用部門（続き）	<ul style="list-style-type: none"> ・荒館こどもクラブ（第2） ・<u>大木の芝原公園</u> ・すずらん寮 ・保健センター ・河東保健センター ・夜間急病センター（謹教コミセン内） ・基幹集落センター（湊市民センター含む） ・北会津農村環境改善センター ・公園灯と各公園の公衆トイレ ・少年の家 ・<u>白山沼公園</u> ・会津能楽堂 ・歴史資料センター（まなべこ） ・生涯学習総合センター（會津稽古堂） ・中央公民館神指分館 ・北公民館 ・南公民館 ・大戸公民館 ・一箕公民館 ・東公民館 ・湊公民館 ・北会津公民館 ・河東公民館 ・公立小学校（19校） ・公立中学校（11校） ・<u>公衆トイレ（広田駅・神明通り・東山・荻ノ牧・崎川浜・飯盛山、観光案内所）</u> ・<u>町北集会所</u> ・<u>七日町市民広場</u> ・<u>中町茶室</u> <p style="text-align: center;">その他省エネ法の該当施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・湊しらとり保育園 ・河東農村環境改善センター ・若松城天守閣 ・麟閣 ・市営駐車場（三ノ丸・西出丸・南口・東口） ・御薬園 ・文化センター ・會津風雅堂 ・会津町方伝承館 ・勤労青少年ホーム ・鶴ヶ城公園内運動施設 ・会津総合運動公園 ・門田緑地（大川・大川南四合・蟹川緑地はエネルギー使用無し） ・背あぶり山レストハウス ・市民ふれあいスポーツ広場 ・小松原多目的運動場 ・河東総合体育館 ・河東野球場及びテニスコート及び弓道場 ・河東コミュニティプール <p style="text-align: center;">その他省エネ法の該当施設</p>

※本表は平成28年4月1日現在の施設状況を記しています。今後、施設の新設・廃止及び部門の変更等があった場合については随時修正し、修正後の部門で進行管理を行います。

※ の施設は、省エネ法において、エネルギー使用量を毎年固定して報告することが可能な「固定施設」と設定しているため、本計画においても、施設の用途に特別な変更がない限り、計画期間終了まで、基準年度のエネルギー使用量をそのまま使用することとします。

固定施設の考え方

省エネ法では、「固定施設」を次のように定義づけています。（平成20年度省エネ法改正にかかるQ&Aより ～平成21年3月31日資源エネルギー庁作成 平成22年3月31日修正～）

「エネルギー使用量が年間15KL未満の事業所については、毎年度の計測した値に代えて、一度国に提出した値と同じ値を次回以降も定期報告書に記載することもできる。ただし、一度国に提出した値と同じ値を報告できるエネルギー使用量は、事業者の総エネルギー使用量（年間15KL未満の事務所も含め、設置している事業所のエネルギー使用量を把握した際の事業者の総エネルギー使用量）の1%未満に限り適用できる。」

4. 対象となる温室効果ガス

本市の実行計画では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項が対象としている7種類の温室効果ガスを対象とします。

ただし、第3期計画では、排出量が極めて少なく算定が容易ではないガスを除いた、下記活動で排出される「二酸化炭素」、「メタン」、「一酸化二窒素」の3種類とします（表7参照）。

表7 第3期計画の対象とする温室効果ガス及び温暖化係数

温室効果ガスの種類	活動区分	温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	電気の使用や、暖房用の灯油・ガスの使用、自動車用ガソリン等の使用で排出される。	1
メタン (CH ₄)	生活排水の処理や浄化槽の使用に伴い排出される。	25 (CO ₂ に比べ、重量あたり約25倍の温室効果がある。)
一酸化二窒素 (N ₂ O)	生活排水の処理や浄化槽の使用に伴い排出される。	298 (CO ₂ に比べ、重量あたり約298倍の温室効果がある。)

※法第2項第3項では、上記のほか、「HFC（ハイドロフルオロカーボン）」、「PFC（パーフルオロカーボン）」「六ふっ化硫黄（SF₆）」「三ふっ化窒素（NF₃）」も対象にしています。

5. 計画で用いるガイドライン

本計画は、環境省の「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・改訂のための手引き」及び、「実行計画策定マニュアル及び温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」に従って策定します。

また、本計画で用いる温室効果ガスの排出係数は「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」に基づく排出係数を活用し、本計画で用いる温室効果ガス排出量単位は、二酸化炭素換算で積算します。

6. エネルギー使用量の把握方法

エネルギーの種類ごとに、購入記録（請求書）により把握することを基本とします。

環境マネジメントシステム対象施設については、購入記録を基に「分類4 実績報告シート」にて報告することとし、これ以外の施設についても、同シートもしくはこれに準じた様式にて報告します。

第4章 温室効果ガス排出量の削減目標

1. 温室効果ガス排出量の現状

(1) 温室効果ガスの種類別排出量

本計画の基準年度である平成26年度の温室効果ガスの種類別排出量は下記のとおりです。電気の使用や、暖房用の灯油・ガスの使用、自動車用ガソリン等の使用で排出される二酸化炭素の排出量が全体のほとんどを占めており、これらの使用量を削減することが、総排出量の削減へとつながります。

表8 平成26年度温室効果ガスの種類別排出量

温室効果ガスの種類	排出量	排出割合
二酸化炭素 (CO ₂)	15,807,559kg-CO ₂	95.1%
メタン (CH ₄)	276,967kg-CO ₂	1.7%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	525,652kg-CO ₂	3.2%
総排出量	16,610,178kg-CO ₂	

(2) 部門別、活動区分別排出量

平成26年度の排出量を部門別に見ると、市民利用部門が全排出量の半分以上を占めていることがわかります。3部門の中で該当する施設が一番多く、指定管理施設も含まれることから、当該部門での排出量の削減が今後の大きな“鍵”となります。

活動区分を見ると各種エネルギーのうち、電気の使用による排出割合が全体の65.5%を占めていることから、今後も引き続き節電へ向けた取組が必要であることがわかります。

表9 平成26年度温室効果ガス排出量の部門別・活動別内訳表 (単位 kg-CO₂)

部門・活動区分	事務部門	事業部門	市民利用部門	小計	排出割合	
電気の使用	689,880	4,876,388	5,302,610	10,868,878	65.5%	
化石燃料の使用	灯油の使用	220,014	258,848	2,417,028	2,895,890	
	A重油の使用	104,335	130,080	646,335	880,750	
	都市ガスの使用	69,293	202,961	155,924	428,178	
	液化石油ガスの使用	1,128	376,998	53,907	432,033	
	ガソリンの使用	209,380	0	0	209,380	
	軽油の使用	91,495	0	0	91,495	
	天然ガスの使用	954	0	0	954	
	小計	696,599	968,887	3,273,194	4,938,680	
生活排水の処理と浄化槽の使用に伴う排出	528	699,748	102,344	802,620	4.8%	
部門別総排出量	1,387,007	6,545,023	8,678,148	16,610,178		
部門別排出割合	8.4%	39.4%	52.2%	100.0%		

2. 全体の削減目標

現在、省エネ法の対象施設においては、年平均1%以上のエネルギー使用の原単位改善が求められています。本計画においては、この努力義務に準じる形で、下記を会津若松市役所の全体目標とします。

第3期計画の削減目標

■ 会津若松市役所は、市職員全員が各自の役割に努め、互いに協力し、温室効果ガスを平成26年度（2014年度）を基準として年平均1%以上削減し、平成32年度（2020年度）末までに、5%削減することを目指します。

3. 部門別の削減目標

全体の削減目標を達成するために、事務部門・事業部門・市民利用部門の各部門で取組目標と削減目標を設定します。

(1) 削減目標設定の基本的な考え方

① 旧計画をはじめとするこれまでの省エネルギーの取組実績

市では、平成11年に環境基本計画を策定以降、さまざまな省資源・省エネルギー活動を実施してきました。これまでの実績値、職員の省エネ活動、施設の新設時のエネルギー使用量の傾向等をふまえ、削減目標を設定します。

② 今後見込まれる該当施設の排出量の増減

温室効果ガス排出量の増減要因は、電気の排出係数の変動の他に、施設の新設や廃止、増改築、設備機器の更新や補修改修工事、事業量の拡張、気候変動などが考えられます。このうち、ある程度想定することが可能な内容を配慮項目とし、数値上の配慮をした上で、部門別の削減目標を設定します。

また、事業部門において事業量の増減が、エネルギー使用量及び排出量に影響すると考えられるため、参考資料として該当施設の事業量を把握していくこととします。（表10）

〔配慮項目とその特徴〕

- 施設の新設・廃止…施設が新設・増築されると旧施設より排出量が増加し、廃止・休止されるとその分の排出量は減少する。
- 施設設備機器の更新・改修…現状より2～3割程度排出量が減少する。
- 事業量の拡張…事業量の増減により排出量も増減する。

表10 参考資料：事業部門における該当施設の事業量の見込み

施設名	事業量増減の要因	今後の見込み	担当課
斎場	稼働回数	約2,000件で大きな増減なし	市民課
下水処理施設等	汚水処理量・接続人数	3～15%程度の増加	下水道課
浄水場	配水量・人口の増減	10%程度の減少	水道部施設課

※これまでの事業量の推移は表3（5ページ）を参照。

※各学校給食センターについては、過去の実績において、食数の変動とエネルギー使用量の変動に関連性が見られないため、本計画において数値的配慮は行いません。

③ 省エネ法に基づく中長期計画書における設備投資計画

省エネ法により、市長部局・教育委員会部局で毎年度策定が義務付けられた中長期計画書を基に、各施設の設備を省エネタイプのものに改修するなど、ハード面からの省エネの推進が求められているため、各施設の設備投資計画について、削減目標に設定します。

(2) 部門別の削減目標

① 事務部門・・・基準年度比で17.9%削減

表11 事務部門の削減目標

		平成26年度（基準年度）排出量	1,387,007
施設等	取組事項・配慮事項	排出量	
本庁舎	空調設備の更新に伴うエネルギー使用量の削減 (灯油は、36,000ℓ減、電気は、68,000kwh増)	△50,812	
栄町第二庁舎	空調設備の更新に伴う都市ガス使用量の削減 (都市ガス等使用量 15%/年の減)	△19,000	
廃棄物対策課事務所	施設の建替えに伴うエネルギー使用量の削減 (電気75,827kwh、灯油630ℓ、液化石油ガス22m ³ の減)	△45,000	
各施設	職員の省エネ活動による電気・暖房用燃料の10%削減	△104,906	
公用車	エコドライブや電気自動車の利用促進による自動車燃料の10%削減(ガソリン・軽油 2,514,260ℓの減)	△29,165	
		合計	1,138,124

事務部門においては、今後、庁舎の空調設備の更新が控えており、これによる排出量の削減が期待されます。また、職員の省エネ活動による削減効果が表れやすい部門であるため、EMSに基づく省エネ・省資源活動を徹底することで排出量の削減につなげます。

② 事業部門・・・基準年度比4.5%増加

表12 事業部門の削減目標

		平成26年度（基準年度）排出量	6,545,023
施設等	取組事項・配慮事項	排出量	
下水浄化工場	下水消化ガス発電設備の導入による電気使用量の削減 (195,895Kwh減)	△111,856	
各施設	施設・設備の運用改善によるエネルギー使用量の5%削減	△285,759	
下水浄化工場	汚水流入量の増加に伴う電気使用量の3%増	66,540	
北会津・河東浄化センター	汚水流入量の増加に伴う電気使用量の10%増	29,055	
農業集落排水施設	汚水流入量の増加に伴う電気使用量の15%増	47,572	
滝沢浄水場	施設の建替えによる電気使用量の2倍増 (電気957,825kwh増)	546,918	
		合計	6,837,493

事業部門は、今後、農業集落排水施設等での汚水処理量の増加による排出量の増加が予測され、削減目標の設定が困難な状況となっていますが、一方で下水浄化工場への下水消化ガス発電設備の導入による削減効果が期待されているところです。今後は、各施設で省エネに向けた設備のチューニング等を行い、また、運用改善を図ることで排出量の削減につなげます。

③ 市民利用部門・・・基準年度比 10.1%削減

表 13 市民利用部門の削減目標

		平成 26 年度（基準年度）排出量	8,678,148
施設等	取組事項・配慮事項	排出量	
荒館保育所・川南保育所 荒館幼稚園・川南幼稚園 すずらん寮	施設の廃止によるエネルギーの使用量の減 (H26 電気 43,280kwh、灯油 15,863ℓ、液化石油ガス 742m ³)	△68,641	
各施設	高効率冷暖房機への更新による電気使用量の 2.5 割削減 (10,325kwh 減)	△4,913	
各施設	高効率照明 (LED 等) への切り替えによる電気使用量の 7% 削減 (651,854kwh 減)	△372,209	
各施設	施設・設備の運用改善によるエネルギー使用量の 5%の減	△428,790	
各施設	職員及び利用者の省エネ活動による電気・暖房用燃料の 2% 削減	△171,516	
河東中学校	新設に伴うエネルギー使用量の増 (基準年度の 2 倍で算出。 電力 99,821kwh 増 灯油 16,494ℓ 増)	98,323	
鶴城小学校	本格稼動に伴うエネルギー使用量の増 (基準年度の 2 倍で 算出。電力 75,629kwh 増 灯油 9,908ℓ 増)	67,927	
		合 計	7,798,329

市民利用部門については、鶴城小学校が建替えされたことや河東中学校の建替えにより排出量が増加する可能性があるため、その分を見込んで削減目標を設定しています。

一方で、施設の縮小や高効率設備への更新も控えていることから、これらによるエネルギー使用量の削減効果と、既存設備の運用改善の徹底により排出量の削減を目指します。なお、本部門は、主として市民が利用する施設が対象となることから、各施設で利用者に省エネルギーへの協力を仰ぎながら、削減へと繋げるものとします。

以上の部門別の削減目標をまとめた市役所全体の削減目標値が表 14 となります。

表 14 平成 32 年度の全体の削減目標値 (単位 kg-CO₂)

年度	事務部門	事業部門	市民利用部門	合計
①平成 26 年度 (基準年度)	1,387,007	6,545,023	8,678,148	16,610,178
②平成 32 年度 (最終年度)	1,138,124	6,837,493	7,798,329	15,773,946
③目標削減量 (①-②)	248,883	△292,470	879,819	836,232
④目標削減率 (③/①)	17.9%	△4.5%	10.1%	5.0%

第5章 取組内容

1. 重点的な取組

事務・事業における温室効果ガスの排出量を抑制するため、以下の項目について重点的に取り組めます。

(1) 施設・設備の適切な運用管理と運用改善の取組

■省エネ法に基づく管理標準（※1）や16ページの「3. 庁舎・施設管理等での取組」を基本とし、常に施設・設備の適切な運用管理と運用改善に努めます。

■省エネルギーセンターで実施している「無料節電診断」や「無料省エネ診断」等を積極的に活用し、診断結果を参考に、施設・設備の運用改善を行います。

(2) 設備更新・改修に向けた取組

■設備更新・改修に当たっては、各施設の管理標準に基づく更新を基本とし、現状より高効率な機器に買い換えます。

■設備の老朽化等による更新時期を見極め、計画的に設備の改修・更新計画を立て、その具現化を図ります（省エネ法の該当施設については、中長期計画書（※2）にその計画を反映させます）。

■施設の増改築や設備機器の補修改修時には、再生可能エネルギー（太陽光・太陽熱・風力・地中熱・バイオマス等）を用いた設備の導入を検討します。

(3) 新築の施設への再生可能エネルギーを用いた設備の導入

■新たな公共施設を建設する場合は、施設の利用状況や立地状況、費用対効果等を考慮しながら、新施設にふさわしい設備の導入を検討します。

(4) 公用車に係る取組

■公用車を更新する際は、電気自動車や、低燃費・低排出ガス認定車を導入します。

■公用車として導入している電気自動車を有効に活用します。

※1 「管理標準」

省エネ法では、事業者に対して「管理標準」の策定と遵守を求めています。

管理標準とは、合理的なエネルギーの使用を図るため、エネルギーを使用する設備の管理要領を定めた運転管理マニュアルです。

※2 「中長期計画書」

省エネ法では、エネルギーを使用する事業者に、「毎年、年平均1%以上のエネルギー消費原単位の削減」を求めています。また、エネルギー使用量が原油換算で1,500klを超える事業者は、「特定事業者」に指定されます。本市においては、市長部局と教育委員会が、特定事業者に指定されており、投資を伴う省エネに向けた設備改修計画（中長期計画）等を作成し、国への報告が求められています。

2. 職員共通の取組

温室効果ガスを削減するためには、職員一人ひとりのさらなる環境配慮意識の向上と、日常業務の中での地道な取組が大切です。

そのため、本市で実施している環境マネジメントシステムにおける省エネルギー・省資源の取組を引き続き実施します。実施に当たっては、環境マネジメントシステムにおける手順書を準用し、必要に応じて、適宜庁内イントラネットで意識啓発・情報提供を行います。

〔職員共通の取組〕～環境マネジメントシステム関連文書「手順書」より抜粋～

項 目		取組内容
省 エ ネ ル ギ ー の 取 組	空調	<input type="checkbox"/> 冷暖房機器の温度は適正に設定する。 <input type="checkbox"/> 夏期はクールビズを推進する。 <input type="checkbox"/> ブラインドやカーテンを活用し、うまく日射しを調整する。
	事務機器	<input type="checkbox"/> 長時間使用しないときはパソコンのスイッチを切る。 <input type="checkbox"/> コピー機は節電モードとし、使用後はリセットを押す。
	照明	<input type="checkbox"/> 始業前や昼休み時、不要な照明を消す。
	給湯器	<input type="checkbox"/> 火種はこまめに消火する。
	公用車	<input type="checkbox"/> エコドライブに努める。 <input type="checkbox"/> 可能な範囲で自転車や公共交通機関の利用を検討する。

項 目		取組内容
省 資 源 の 取 組	用紙類	<input type="checkbox"/> 両面コピーを基本とし、リユース活用を徹底する。 <input type="checkbox"/> インターネットによる情報検索の際は、安易に印刷しない。 <input type="checkbox"/> 庁内への資料配布の際は、使用済みの封筒を再使用する。
	水使用	<input type="checkbox"/> 茶器の洗浄やトイレ等の使用の際は、常に節水に努める。
	廃棄物・リサイクル	<input type="checkbox"/> 排出ゴミの分別を徹底し、資源化を促進する。 <input type="checkbox"/> 再資源化が可能な5cm四方未満のメモ紙については、古封筒に一時ストックし、リサイクルへ回す。
	物品購入	<input type="checkbox"/> 購入する前に必要性を十分考える。 <input type="checkbox"/> 環境負荷の低減を考慮した物品等の調達に努める。

※今後、環境マネジメントシステム関連文書の「手順書」が変更された場合は、変更された内容で準用します。

3. 庁舎・施設管理等での取組

庁舎や施設の設備機器の更新の際は、温室効果ガス排出量の少ない設備に更新することが、排出量削減に最も大きな効果を発揮します。また、当該設備機器の適切な日常管理、保守点検、運用改善の取組も重要となることから、各施設において主に下記取組を推進します（下表以外の取組については、各施設の管理標準に基づいて実施）。

〔設備・機器の管理・点検に関する主な取組〕

項 目	取組内容	実施課
照明設備	<input type="checkbox"/> 照明器具の定期的な清掃・交換を実施する。	施設管理担当課
空調・換気設備	<input type="checkbox"/> 空調フィルターの定期的な清掃・点検を実施する。 <input type="checkbox"/> 換気フィルターの定期的な清掃・点検を実施する。	
熱源設備	<input type="checkbox"/> ボイラーなどの定期点検を実施する。	

動力設備	<input type="checkbox"/> 動力伝達部の定期的な点検を実施する。 <input type="checkbox"/> 空気系統のエア漏れを補修する。	
------	---	--

〔設備・機器の運用改善に関する主な取組〕

項目	取組内容	実施課
照明設備	<input type="checkbox"/> 施設内照明の運転スケジュールの適正化を図る。 <input type="checkbox"/> 外灯等の点灯時間の季節別管理を行う。 <input type="checkbox"/> 照明点灯範囲を細分化する。	施設管理担当課
空調・換気設備	<input type="checkbox"/> 外気取り入れ量の適正化を図る。 <input type="checkbox"/> 間欠運転を実施する。 <input type="checkbox"/> 冷温水発生器やボイラーの空気比を改善する。 <input type="checkbox"/> 空調の冷温水配管の保温を実施する。	
給湯設備	<input type="checkbox"/> 給湯温度や循環水量の適正化を図る <input type="checkbox"/> 給湯の温水配管の保温を実施する。	
受変電	<input type="checkbox"/> コンデンサーを使用し、電力を有効に消費できるよう改善する。（力率改善を図る。） <input type="checkbox"/> 変圧が不要な時期や時間帯には変圧器を停止する。	

4. 施設利用者に対する意識啓発

市民利用部門での排出量の削減は、前計画から引き続き大きな課題となっており、その達成のためには、公共施設（指定管理施設を含む）利用者の協力が欠かせません。また、小・中学校の児童・生徒自らが校内の省エネ活動に取り組むことで、学校施設全体のエネルギー使用量削減につながることから、次の事項に取り組みます。

〔施設利用者への取組〕

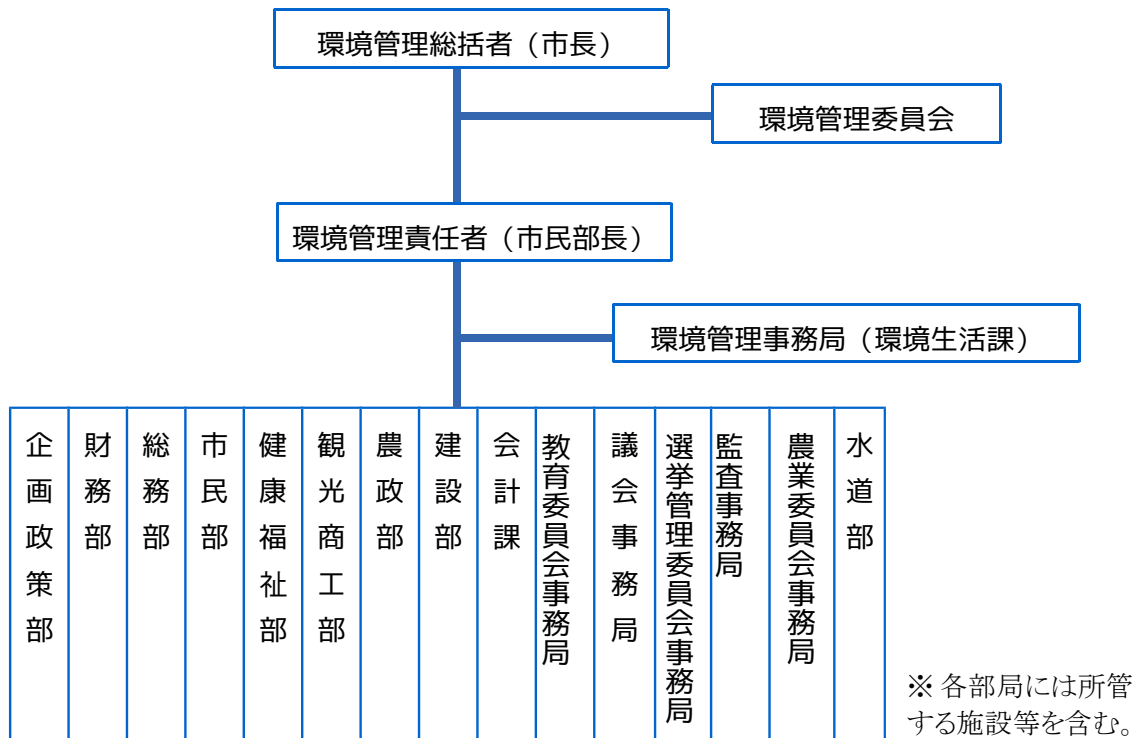
項目	取組内容	実施課
施設利用者への意識啓発	<input type="checkbox"/> 館内に省エネに関するポスターを掲示し、特に夏期や冬期について、適正温度の管理への協力を促す。 <input type="checkbox"/> 施設利用者が個別に照明・空調等のスイッチを入切できる施設においては、各部屋にポスターを掲示し、適切な使用を呼びかける。（可能であれば、適宜、施設管理者が部屋を巡回するなどして使用状況を確認する。）	施設管理担当課
学校での環境活動の推進	<input type="checkbox"/> 学校版環境マネジメントシステムを推進し、校内での省エネルギー・省資源の取組を図る。	環境生活課

第6章 計画の進行管理

1. 推進体制

本計画の推進体制は、会津若松市環境管理マニュアルに定める組織を準用することが最も効率的であることから、環境管理委員会設置要綱で定めた環境管理組織及び職責により推進するものとします。推進体制図は以下のとおりです。

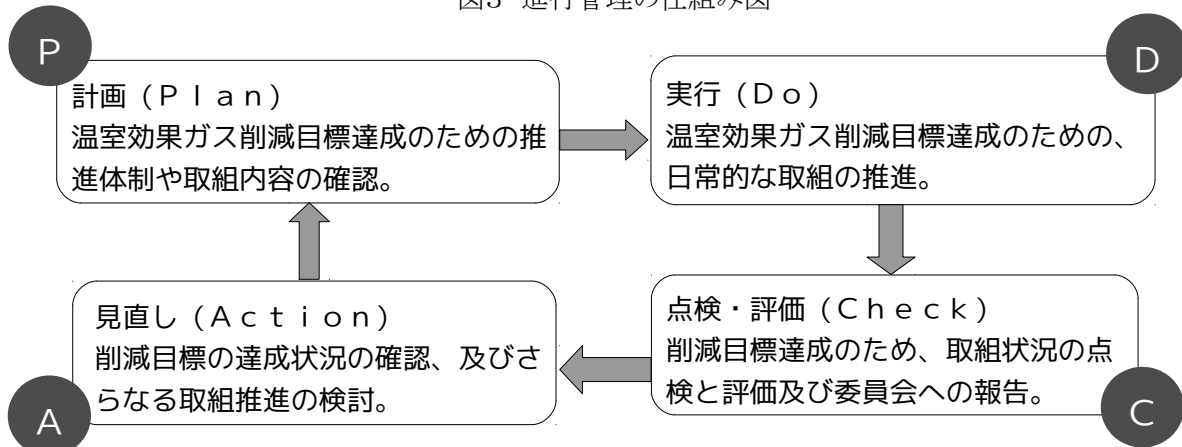
図2 環境管理組織図



2. 進行管理

本計画における施策を着実に推進し、削減目標を達成していくため、環境マネジメントシステムのPDCAサイクルに基づいて、計画の進行管理を行います。

図3 進行管理の仕組み図



■点検・評価

各推進員は、各種エネルギーの使用量について、毎年度実績を確認し、環境管理事務局に報告するものとします（10 ページ関連）。環境管理事務局では、これらの報告内容を点検・評価し、副市長（＝委員長）と関係部局長により構成される「環境管理委員会」にて報告します。

■見直し

環境管理委員会において、取組内容等の見直しが提言された場合は、環境管理責任者が必要に応じて見直し等について事務局に指示します。

また、本計画の策定後、現段階では想定しえない排出量の大きな変動要因等が発生し、削減目標に大幅な見直しが必要である場合は、環境管理責任者は環境管理委員会に計画の見直し内容を提案し、同委員会において、削減目標の見直しを検討するものとします。

3. 進捗状況の公表

本計画の進捗状況については、適宜、広報紙や市のホームページ、市の環境施策の実績を掲載する各年度の「会津若松市の環境」等をとおして公表します。

温室効果ガス総排出量に係る温室効果ガスの排出量の算定方法

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令
(平成11年4月7日政令第143号)

最終改正：平成27年3月31日政令第135号

(中略)

第三条 法第2条第5項の政令で定める方法は、次の各号に掲げる温室効果ガスである物質の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 二酸化炭素 次に掲げる量を合算する方法

イ 別表第1の第2欄に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間(温室効果ガス総排出量の算定に係る期間をいう。以下同じ。)においてその本来の用途に従って使用された当該燃料の量(当該燃料の区分に応じ、同表の第3欄に掲げる単位で表した量をいう。)に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのメガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一メガジュール当たりの発熱に伴い排出されるキログラムで表した炭素の量として同表の第五欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、12分の44を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ロ 総排出量算定期間において使用された他人から供給された電気の量(キロワット時で表した量をいう。)に、電気事業者(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者及び同項第8号に規定する特定規模電気事業者をいう。以下ロにおいて同じ。)及び電気事業者以外の者の別に応じ、当該電気の1キロワット時当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を乗じて得られる量

(中略)

別表第1 (第3条関係) ※一部加工

	燃料の種類	単位	①単位発熱量	②炭素排出係数	二酸化炭素排出係数 (①×②×44/12)
1	一般炭	kg	25.7	0.0247	2.33
2	ガソリン	ℓ	34.6	0.0183	2.32
3	ジェット燃料油	ℓ	36.7	0.0183	2.46
4	灯油	ℓ	36.7	0.0185	2.49
5	軽油	ℓ	37.7	0.0187	2.58
6	A重油	ℓ	39.1	0.0189	2.71
7	B重油またはC重油	ℓ	41.9	0.0195	3.00
8	液化石油ガス(LPG)	kg	50.8	0.0161	3.00
9	液化天然ガス(LNG)	kg	54.6	0.0135	2.70
10	都市ガス	m ³	44.8	0.0136	2.23

※本計画では、 の燃料と電気が対象となります。

(設置)

第 1 条 会津若松市環境基本条例（平成 9 年会津若松市条例第 18 号。以下「条例」という。）第 3 条における基本理念にのっとり、本市における環境の保全及び創造の推進を図るため、全庁的な立場で調査及び審議することを目的として、会津若松市環境管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例第 8 条に基づく環境基本計画の策定に関すること。
- (2) 環境マネジメントシステム（環境基本計画を含む。）の進行管理に関すること。
- (3) 地球温暖化対策推進実行計画の進行管理に関すること。
- (4) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に係る計画書等に関すること。
- (5) その他、市の事務事業に係る環境負荷の低減を含めた、環境の保全及び創造の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長を、副委員長は教育長及び水道事業管理者をもって充てる。

3 委員は、会津若松市部設置条例（平成 11 年会津若松市条例第 38 号）第 2 条に規定する部の長、会計管理者、議会事務局長、教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長及び水道部長の職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員会を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要に応じ、委員以外の関係職員に対し、会議への出席を要請することができる。

(幹事会)

第 6 条 第 2 条に定める事項の原案策定について協議及び調整をさせるため、委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、以下の職にある者（以下「幹事」という。）により組織する。

- (1) 企画政策部企画調整課長
- (2) 企画政策部企画調整課協働・男女参画室長
- (3) 企画政策部地域づくり課長
- (4) 財務部財政課長
- (5) 総務部総務課長
- (6) 市民部環境生活課長
- (7) 市民部防災安全課長
- (8) 市民部廃棄物対策課長
- (9) 健康福祉部こども保育課長
- (10) 健康福祉部健康増進課長
- (11) 観光商工部観光課長
- (12) 観光商工部商工課長
- (13) 観光商工部企業立地課長
- (14) 農政部農政課長

- (15) 農政部農林課長
- (16) 建設部都市計画課長
- (17) 建設部花と緑の課長
- (18) 建設部下水道課長
- (19) 建設部道路建設課長
- (20) 建設部道路維持課長
- (21) 建設部建築課長
- (22) 教育委員会事務局教育総務課長
- (23) 教育委員会事務局学校教育課長
- (24) 教育委員会事務局文化課長
- (25) 教育委員会生涯学習総合センター副所長
- (26) 水道部施設課長

- 3 幹事会に幹事長を置き、市民部環境生活課長をもってこれに充てる。
- 4 幹事会の会議は、目的及び協議内容に応じて幹事長が対象の幹事に通知のうえ招集する。
- 5 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 6 幹事会は、第2条に定める事項の原案作成に係る専門的な検討を行わせるため、必要に応じ、幹事の指名する所属職員をもって担当者会議を置く。
- 7 担当者会議は、市民部環境生活課長が招集する。

(庶務)

第7条 委員会、幹事会及び担当者会議の庶務は、市民部環境生活課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会、幹事会及び担当者会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
(会津若松市環境保全推進会議設置要綱の廃止)
- 2 会津若松市環境保全推進会議設置要綱（平成9年6月9日決裁）は、廃止する。